

ルールの単純化

川越 昭*

Simplification of the Rules

Akira KAWAGOE*

道路交通の事故防止策のうち、一方通行規制の貢献度は大いに評価していいだろう。この一方通行の功績は、何よりも交通のルールを単純化したことである。自動車交通の流れを同一方向にすれば、車は対向車と衝突する心配がなく、歩行者の注意力の負担も当然減少する。もともと、わが国の街路は交差路が多いから、安全性には限界があるが、二方向交通にくらべ、飛躍的に安全度が高まったのは確かである。特に、歩車道未分離の道路では、他のあらゆる対策に先行して、一方通行規制を実施すべきである。

一方通行によって、人と車の対面交通というルールは有名無実になった。道交法10条は、「歩行者は、歩道又は歩行者の通行に十分な幅員を有する路側帯と車道の区別のない道路においては、道路の右側端に寄って通行しなければならない」として、右側通行を義務づけている。一方、車については左側通行を義務づけている。つまり、対面交通方式を採用しているが、これは二方向通行時代の遺物的ルールということになる。歩道未設置の道路はすべて一方通行とすると定めれば、この歩行者の「通行区分」の条項は削除してもいいはずである。

「通行区分」といえば、自転車が歩道を走行する場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行することが義務づけられている。つまり、走る方向によって、左側通行になったり、右側通行になったりするわけだ。歩道のない道路や、一方通行道路を走行する場合のルールは特に定められていない。自転車が交差点で右左折するときは、自動車とほぼ同じルールが適用されるが、歩行者と一緒に横断歩道を渡る自転車も少なくない。放置自転車が社会問題になっているが、自転車の使われ方は“使い勝手”である。ある時は自動車のように、ある時は歩行者のように、自由に道路を利用している。自転車の事故が多いのは、この通行方法の不明確さと関係があるかもしれない。自転車による死者の中心が老人、幼児であることを考えると、ルールはできるだけ単純化すべきである。

単純化したいルールとしてスピード規制がある。現在もそれほど複雑なわけではないが、できるだけ制限速度の種類を少なくするべきだろう。特に都市内道路は少ないほどいい。とはいえ都市内では、自動車専用道路、幹線道路、細街路があって、しかも歩道の有無という道路条件の違いもあるから、実態に即したスピード規制を行わざるを得ない。過密社会の中で車を利用する以上、この程度の規制は止むを得ないという見方もあるが、例えば、市街地の道路のスピード規制を40kmに統一すれば、それだけドライバーの精神的負担は軽減されるだろう。細街路まで40kmにするのは現実的ではないが、本来は、20km制限をせざるを得ないような道路は、歩行者専用道路にするべきであって、道路の使い方に問題があるのではあるまいか。

複雑なルールは、複雑化した現代社会の反映であり、単純化するのは容易ではないだろう。ルールを単純化するためには、基本的には、複雑なルールを必要としない都市構造にするべきである。また、ドライバーの行動も重要である。安全を確保するためにどういう行動をとればいいのかを判断するのは、ドライバーの責任であり、これは良き交通社会人の要件である。

*NHK解説委員
Commentator, NHK
原稿受理 昭和57年4月1日